

淡路広域水道企業団職員考査委員会に関する要綱

平成 22 年 4 月 28 日

訓 令 第 9 号

改正 平成 30 年 3 月 29 日 訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、人事行政の明確化に資することを目的として、淡路広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 9 年淡路広域水道企業団条例第 3 号）、淡路広域水道企業団職員の分限並びに分限に関する手續及び効果に関する条例（平成 9 年淡路広域水道企業団条例第 2 号）及び淡路広域水道企業団職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（平成 9 年淡路広域水道企業団規則第 3 号）の公正なる実施を図るため、淡路広域水道企業団職員考査委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）並びに前条に掲げる条例及び規則の規定に基づく、職員の意に反する降任、免職若しくは休職又は懲戒処分について、企業長の諮問に応ずるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、副企業長（淡路広域水道企業団規約（昭和 57 年兵庫県指令地第 43 号）第 9 条第 2 項に規定する関係市の長が共同して任命した副企業長をいう。以下同じ。）、事務局長、総務課長及び工務課長の職にある者をもって充てるほか、職員代表として労働組合の代表の者 2 人を任命する。

3 企業長は、必要があるときは、臨時の委員を任命することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問事案が終わるまでとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができな

い。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決める。

(排斥)

第7条 委員は、自己又は自己に関係ある議事については、参与することができない。ただし、委員会の同意を得た場合は、この限りでない。

(権限)

第8条 委員会は、その議事に関し必要があると認めるときは、関係人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

(報告)

第9条 委員会は、諮問を受けた事項について決議したときは、速やかに文書をもって企業長に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 委員及び委員会の会議の関係者は、委員会での委員の発言等一切の審議内容について、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月28日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。